

骨髄ドナー助成制度を 行っております



対象

公益財団法人日本骨髄バンクが実施した骨髄等の提供完了者（以下「ドナー」という）又はドナーを雇用する事業所

ドナー

新設

ドナーを雇用する事業所
（国、地方公共団体及び独立行政法人の事業所は除く）

- ①骨髄等の提供を完了した日に市内に住所がある方
- ②骨髄等の提供のために有給休暇等を取得していない日がある方

- ①市内に住所のある国内の事業所 or 県外に住所のあるドナーが勤務する市内に所在する事業所
- ②勤務するドナーが骨髄等の提供のために有給休暇等を取得して休業する日がある事業所

申請方法

骨髄等の提供が完了した日から起算して**90日以内**に提出書類に必要事項を記入後、下記窓口へ郵送または持参してください。
※提出書類は、市のホームページ（下記QRコード）又は下記窓口にお問い合わせください。

ドナー助成金

骨髄等の提供のために必要な通院
又は入院につき

1日2万円

※1回の提供につき14万円が上限

事業所助成金

雇用するドナーが骨髄等の提供を行うため
休業する日数

1日1万円

※1回の提供につき7万円が上限

助成制度に係る申請窓口

〒720-8512
福山市三吉町南二丁目11番22号
福山市保健福祉局保健部総務課
TEL：（084）928-1164

★申請書類はこちらから★
[福山市ホームページ](#)
[骨髄ドナー関連ページ](#)

